

○金融庁告示第 号
農林水産省

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

農林水産大臣 坂本 哲志

農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示

（農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部改正）

第一条 平成十三年九月十三日 金融庁告示第十三号（農林中央金庫法の施行に関し定める件）の一部を農林水産省
次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
(業務の代理の業務を営むことのできる者) 第四条 (略) 2 法第五十四条第四項第十号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 一 株式会社日本政策金融公庫の業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十四号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号、第四号及び第六号から第八号の三までに掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務に限る。)の代理及び前項第一号から第五号までに掲げる者の業務の代理 イ ホ (略) へ 特定農産加工業経営改善等臨時措置法(平成元年法律第六十五号)第六條第一項 ト ヱ ワ (略) 二 ヽ 六 (略)	(業務の代理の業務を営むことのできる者) 第四条 (略) 2 法第五十四条第四項第十号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 一 株式会社日本政策金融公庫の業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十四号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号、第四号及び第六号から第八号の三までに掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務に限る。)の代理及び前項第一号から第五号までに掲げる者の業務の代理 イ ホ (略) へ 特定農産加工業経営改善等臨時措置法(平成元年法律第六十五号)第五條第一項 ト ヱ ワ (略) 二 ヽ 六 (略)

（農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部改正）

第二条 平成十八年三月三十一日 金融庁 告示第九号（農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
第二条 法第十条第六項第八号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 一 前条第一号（同号ハからリまで、ネ、ラ及びムを除く。）に掲げる者の業務（同号イに掲げる者にあつては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前条第一号又に掲げる者にあつては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理 イホ（略） へ 特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）<u>第六</u>条第一項 トㄥワ（略） 二ㄥ五（略）	第二条 法第十条第六項第八号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 一 前条第一号（同号ハからリまで、ネ、ラ及びムを除く。）に掲げる者の業務（同号イに掲げる者にあつては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前条第一号又に掲げる者にあつては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理 イホ（略） へ 特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）<u>第五</u>条第一項 トㄥワ（略） 二ㄥ五（略）

（水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部改正）

第三条 平成十八年三月三十一日 金融 農林水産省 告示第十二号（水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
第二条 法第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号、第九十三條第二項第七号及び第九十七條第三項第七号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 一 前条（第三号から第九号まで、第十三号及び第十八号を除く。）に掲げる者の業務（同条第一号に掲げる者にあつては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前条第十号に掲げる者にあつては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理 イ ホ（略） へ 特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）<u>第六条</u>第一項 ト ヱ ワ（略） 二 ヽ 四（略）	第二条 法第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号、第九十三條第二項第七号及び第九十七條第三項第七号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 一 前条（第三号から第九号まで、第十三号及び第十八号を除く。）に掲げる者の業務（同条第一号に掲げる者にあつては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前条第十号に掲げる者にあつては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理 イ ホ（略） へ 特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）<u>第五</u>条第一項 ト ヱ ワ（略） 二 ヽ 四（略）

附 則

この告示は、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年七月一日）から施行する。